平成２９年（フ）第２２１５号
大阪府東大阪市若江本町１丁目２番46号
債務者　堀江　春美
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３号
香川県高松市観光町553番地４　マリオンスーイング603
債務者　喜多村安子（旧姓上堂薗）
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７５号
香川県高松市松福町２丁目20番30―203号　カーサエスペランサ
債務者　藤山　誠
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦392番地１
債務者　小嶋　照子
1　決定年月日時　平成29年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２９年（フ）第１６２号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2674番地１　シャルム　ミツキ　101号
債務者　篠崎　進
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７２号
熊本市東区昭和町５番２号　パンシオン・フルール206号
債務者　山鹿　通大
1　決定年月日時　平成29年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３４５号
千葉市美浜区幸町２丁目19番10号　グランドマンション205号
債務者　永畑　邦雄
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５１号
千葉県船橋市芝山３丁目30番11棟505号
債務者　小林　康浩
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６８号
千葉市花見川区花園１丁目５番６号　原田荘203号
債務者　濵田　賢二
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３７２号
千葉県市原市八幡2004番地13　ドリームコスモス201
債務者　渡邉　友子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３８５号
千葉県習志野市鷺沼２丁目12番45号　ヴィラ鷺沼203号
債務者　関口　順子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１２０号
岐阜県瑞穂市別府1186番地　松野マンションＢ―１号、前住所岐阜市市橋５丁目４番19号
債務者　川村　美幸
1　決定年月日時　平成29年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１３１号
岐阜市南鶉７丁目50番地（Ｌｉｖｅ７―50107号室）
債務者　小林　勝
1　決定年月日時　平成29年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５４号
滋賀県愛知郡愛荘町杳掛128番地３
債務者　後藤　宏司
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第５２８号
兵庫県姫路市広畑区北野町１丁目36番地３３号―204、従前の住所兵庫県姫路市広畑区才１番地303
債務者　石原多喜子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４６号
福岡県久留米市小森野１丁目２番３―405号、前住所福岡県三潴郡大木町大字笹渕212番地２
債務者　堀田　節子（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月28日まで
福岡地方裁判所久留米支部